

一般事業主行動計画

社員が、仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間

平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 32 年 3 月 31 日

2 目標の内容およびその対策

(1) 計画期間内に、育児休業の取得を次の水準以上にします。

男性職員...期間中に 2 人以上取得すること。

女性職員...取得率を 80%以上にします。

<対策>

- 平成 30 年 8 月～ 管理職研修時に制度の周知

(2) 時間外労働の削減のための措置を講じます。

<対策>

- 平成 30 年 6 月～ 所定外労働削減のための推進委員会の開催（年 2 回）

(3) 年次有給休暇取得日数の向上（平成 31 年度：従業員 1 人平均取得日数 11 日）

<対策>

- 平成 30 年 6 月～ 事業所別年次有給休暇取得状況の把握
- 平成 30 年 6 月～ 連続休暇取得のための通達

(4) インターンシップ等の就業機会を提供します。

<対策>

- 平成 31 年 1 月～ 関係部署と調整・実施